

# 給付金一覧

No.	種類	適用	支給額	事実証明書類（写し可）
1	結婚祝金	被共済者が結婚したとき (新姓にてご申請ください)	30,000円	・婚姻届受理証明書 ・戸籍謄(抄)本 のいずれか1つ
			15,000円 ※被共済者期間が1年未満かつ勤続5年未満の者	
2	出産祝金	被共済者又はその配偶者が出産したとき (出生日から14日以内に死亡した子を除く)	1子につき 10,000円	・母子手帳（出生届出済証明の ページ） ・出生届受理証明書 ・戸籍謄(抄)本 のいずれか1つ
3	入学祝金	(1) 被共済者本人が高等学校もしくは大学に入学したとき 又は中等教育学校の後期課程に進級したとき	(1)15,000円	・生徒手帳（顔写真・氏名・生年 月日等の記載ページ） ・就学通知書 ・在学証明書 のいずれか1つ
		(2) 被共済者の子が小学校・中学校又は中等教育学校の前 期課程に入学したとき	(2)10,000円	
4	災害 見舞金	被共済者の居住している家屋が火災により焼失若しくは破損したとき、又は自然災害により損壊若しくは床上浸水したとき (地震に伴い焼失又は損壊したときを除く) ※全焼・全壊とは、延床面積の7割以上の被災。 ※半焼・半壊とは、延床面積の2割以上7割未満の被災。 ※床上浸水とは、家屋の居住部分の床上以上の浸水を言います。 ※従業員寮はそれぞれ半額です。		り災証明書
		火災による全焼又は全壊のとき	400,000円	
		火災による半焼又は半壊のとき	360,000円	
		自然災害による全壊のとき	120,000円	
		自然災害による半壊のとき	60,000円	
		自然災害による床上浸水のとき	12,000円	
5	傷病 見舞金	被共済者が引き続き14日以上の療養を要する負傷又は疾病によって欠勤したとき（土・日・祝・有休等含む） ※事業主である被共済者は入院日数 ※ただし、1年間の給付限度額は6,8000円です。		傷病名及び欠勤（入院）期間が明記された医療機関の証明書等 ※ 領収書不可
		欠勤日数 14日以上30日未満	9,000円	
		欠勤日数 30日以上45日未満	16,000円	
		欠勤日数 45日以上60日未満	23,000円	
		欠勤日数 60日以上75日未満	29,000円	
		欠勤日数 75日以上90日未満	36,000円	
		欠勤日数 90日以上105日未満	42,000円	
		欠勤日数 105日以上120日未満	48,000円	
		欠勤日数 120日以上135日未満	55,000円	
		欠勤日数 135日以上150日未満	61,000円	
		欠勤日数 150日以上	68,000円	
6	重度障害 見舞金	被共済者が(※)労働基準法施行規則別表第2の身体障害等級表の第1級又は第2級に該当する身体障害を有するに至ったとき (※)労働者災害補償における身体障害等級であり、身体障害者福祉法(障がい者手帳)、国民年金法(障害年金)等に定められている障害等級とは異なります  次ページ下段にある注意事項をご確認ください	120,000円	・労災保険の診断書 ・当福祉共済所定診断書 のいずれか1つ

No.	種類	適用	支給額	事実証明書類（写し可）
7	死亡弔慰金	被共済者が死亡したとき	200,000円	①死亡事実 ②申請者と死亡者との続柄 ①②が分かる公的な証明書  ■ 市町村へ手続きが完了し、戸籍が同じ … 除籍謄本 ■ 市町村へ手続き中または戸籍が別 … 死亡届（死亡診断書）と申請者の戸籍抄本  ※死産…死産証明
		被共済者の配偶者が死亡したとき	100,000円	
		被共済者の父母が死亡したとき ※姻族の父母を除く	15,000円	
		被共済者の子が死亡したとき ※出産日から14日以内の死亡は除く	40,000円	
		被共済者又は配偶者が妊娠4か月以上で死産したとき又は出産日から14日以内に子が死亡したとき	10,000円	
8	永年勤続慰労金	※事業主である被共済者は対象外		
		被共済者が同一企業で勤続10年に達したとき	8,000円	
		被共済者が同一企業で勤続15年に達したとき	15,000円	
		被共済者が同一企業で勤続20年に達したとき	23,000円	
		被共済者が同一企業で勤続25年・30年・35年・40年に達したとき	30,000円	
9	退会せん別金	被共済者期間3年以上4年未満で退会したとき	5,000円	被共済者資格喪失届と被共済者証（または紛失届）要提出
		被共済者期間4年以上5年未満で退会したとき	7,000円	
		被共済者期間5年以上	9,000円～ 1年増すごとに2,000円加算する	

## ※ 6. 重度障害見舞金の注意事項 ※

労働基準法及び労働者災害補償保険法（労災保険）に定められた障害補償制度にある「労働基準法施行規則別表第2の身体障害等級第1級又は第2級」を給付要件としており、**身体障害者福祉法（障がい者手帳）、国民年金法（障害年金）等**に定められている障害等級とは異なります。

### ▼ 労働者災害補償保険法施行規則別表第2 身体障害等級表（第1級～第14級）より一部抜粋

《第1級》	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したるもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの 5 削除 6 両上肢を肘関節以上で失ったもの 7 両上肢の用を全廃したもの 8 両下肢を膝関節以上で失ったもの 9 両下肢の用を全廃したもの	給付対象
《第2級》	1 1眼が失明し他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し随時介護を要するもの 2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し随時介護を要するもの 3 両上肢を腕関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの	
《第3級》	1 1眼が失明し他眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したるもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの 5 10指を失ったもの	
----- 《第4級》～《第14級》 略 -----		対象外

※ 労務に服することができず介護を常に又は随時要する場合は、第1級・第2級に該当する可能性があります。